



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

- 395 指定障害福祉サービス事業者の廃止 (障害福祉課)..... 1
- 396 大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要 (商工振興課)..... 1
- 397 大規模小売店舗立地法による湯浅町から聴取した意見の概要 (")..... 2
- 398 保安林予定森林 (森林整備課)..... 2
- 399 保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明 (")..... 3
- 400 " (")..... 3
- 401 一般競争入札による落札者の決定 (教育委員会)..... 3

○ 選挙管理委員会告示

- 41 政治団体の届出事項の異動の届出 4
- 42 資金管理団体の指定の取消しの届出 5

○ 訓令

- *17 和歌山県職員住宅管理規程の一部を改正する訓令 (管財課)..... 5

告 示

和歌山県告示第395号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和元年8月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3012200238	古道“まごころ”	田辺市中辺路町栗栖川275-1	居宅介護 重度訪問介護	有限会社まごころ	田辺市中辺路町栗栖川275-1	令和元.8.20

和歌山県告示第396号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和元年8月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イズミヤ和歌山店

和歌山県和歌山市新生町7番20号

2 意見の対象となった届出に係る告示

平成31年和歌山県告示第412号

3 意見の概要

(1) 環境面、衛生面、排出量及び回収ペースを考慮した廃棄物保管施設を確保してください(生ゴミに

については2日分以上を確保できる施設にしてください。)

- (2) 予測結果に反し、等価騒音レベルが環境基準値を超える場合は、超えないよう対策を講じてください。
- (3) 環境関係法令を遵守するとともに、近隣住民との関係を良好に保ち、苦情等の申出に対し真摯に対応してください。
- (4) 産業廃棄物を保管する場合、保管基準に従い、生活環境の保全上支障のないように保管してください。
- (5) 工事現場近くの道路は、新南、芦原及び宮前小学校の通学路になっています。通学路の安全確保について十分配慮し、子供たちが通行車両等による事故に遭わないように万全の対策を講じてください。

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山市産業交流局産業部商工振興課(和歌山市七番丁23番地)

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 令和元年8月30日から同年9月30日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第397号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により湯浅町から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和元年8月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オークワ湯浅店

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅字川久保1852番地の1

2 意見の対象となった届出に係る告示

平成31年和歌山県告示第413号

3 意見の概要

- (1) 原状復旧に際しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに環境関連法令及び条例を遵守し、適切な処理を行うこと。
- (2) 原状復旧に際しては、騒音、振動等による公害の防止に努め、周辺住民からの苦情が出ることをいよう十分に配慮すること。
- (3) 行政指導には誠意をもって対応するとともに、周辺住民及び地域代表者等との意思の疎通を図り、十分に尊重すること。

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山県有田振興局地域振興部企画産業課(有田郡湯浅町湯浅2355番1)

湯浅町産業建設課農水商工係(有田郡湯浅町青木668番地1)

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 令和元年8月30日から同年9月30日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第398号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

令和元年8月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 西牟婁郡すさみ町和深川字北添670から672まで、674
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第399号

令和元年和歌山県告示第257号（以下「告示第257号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和元年8月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方
 - 鈴木學
 - 中本明宏
 - 能城豊
 - 能城喜與子
- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第257号のとおり

和歌山県告示第400号

令和元年和歌山県告示第308号（以下「告示第308号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和元年8月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方
 - 前田豊
- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第308号のとおり

和歌山県告示第401号

和歌山県公立高等学校タブレット型コンピュータ等貸借業務について、一般競争入札により落札者を

決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和元年8月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
和歌山県公立高等学校タブレット型コンピュータ等賃貸借業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県教育庁学校教育局県立学校教育課
和歌山市湊通丁北一丁目2番1
- 3 落札者を決定した日
令和元年7月10日
- 4 落札者の氏名及び住所
富士通リース・富士電機ITソリューションコンソーシアム
（代表者）富士通リース株式会社
東京都千代田区神田練堀町3番地
（構成員）富士電機ITソリューション株式会社
東京都千代田区外神田六丁目15番12号
- 5 落札金額
45,533,400円（うち消費税及び地方消費税の額4,139,400円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和元年5月31日

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第41号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和元年8月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
中西としあき後援会	宮井康雄	政治団体の名称	中西としあき後援会	中西登志明後援会	令和 元. 6. 24
		主たる事務所の所在地	有田市宮原町道686番地	有田市糸我町中番171番地	令和 元. 6. 24
善の会	田井伸幸	主たる事務所の所在地	有田市千田131-1	有田市千田358	令和 元. 7. 7
いちはし宗行後援会	小倉孝章	会計責任者	市橋宗行	横矢直	令和 元. 7. 18
藤井みきお後援会	藤井幹雄	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第1号かつ第2号に係る国会議員関係政治団体	令和 元. 7. 22

藤井みきお後援会	藤井幹雄	会計責任者	上田清之	藤井静雄	令和元. 7. 30
幸福実現党和歌山県本部	西本篤	会計責任者	諫山征和	梅本芳郎	令和元. 8. 2
三木きくみ後援会	三木菊美	主たる事務所の所在地	和歌山市布施屋874-7	和歌山市井ノ口306-1	令和元. 8. 2

和歌山県選挙管理委員会告示第42号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第1号の規定による資金管理団体の指定の取消し及び同項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和元年8月30日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
藤井幹雄	藤井みきお後援会	令和元. 7. 22

訓 令

和歌山県訓令第17号

庁中一般
各地方機関

和歌山県職員住宅管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年8月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県職員住宅管理規程の一部を改正する訓令

和歌山県職員住宅管理規程（昭和41年和歌山県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第4章 <u>退去</u></p> <p>(退去)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 管理機関の長は、前項ただし書の規定による<u>退去</u>の猶予の申請があったときは、その理由がやむを得ないものと認めた場合に限りその<u>退去</u>すべき日を定めてこれを承認するものとする。</p> <p>(退去の手続)</p> <p>第18条 <u>退去</u>しようとする者は、<u>退去</u>する日の1週間前までに別記第5号様式による<u>退去</u>届を管理機関の長に提出しなければならない。ただし、管理機関の長が特に認める場合は、この限りでない。</p> <p>第19条 <u>退去</u>する者は、<u>退去</u>の際、当該職員住宅の異状の有無について管理機関の長の検査を受けなければならない。</p>	<p>第4章 <u>退居</u></p> <p>(退居)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 管理機関の長は、前項ただし書の規定による<u>退居</u>の猶予の申請があったときは、その理由がやむを得ないものと認めた場合に限りその<u>退居</u>すべき日を定めてこれを承認するものとする。</p> <p>(退居の手続)</p> <p>第18条 <u>退居</u>しようとする者は、<u>退居</u>する日の1週間前までに別記第5号様式による<u>退居</u>届を管理機関の長に提出しなければならない。ただし、管理機関の長が特に認める場合は、この限りでない。</p> <p>第19条 <u>退居</u>する者は、<u>退居</u>の際、当該職員住宅の異状の有無について管理機関の長の検査を受けなければならない。</p>

(自動車保管場所の使用)
 第21条 使用者又は使用希望者(以下「職員住宅使用者等」という。)は、職員住宅の一部に自動車(自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)第2条第1号)に規定する自動車であつて職員住宅使用者等及び当該職員住宅使用者等と同居している者が所有又は使用するものをいう。以下この条において同じ。)を保管しようとするときは、別記第6号様式による職員住宅に係る自動車保管場所貸与申請書を管理機関の長に提出しなければならない。
 2～5 略

(自動車保管場所の使用)
 第21条 使用者又は使用希望者(以下「職員住宅使用者等」という。)は、職員住宅の一部に自動車(自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)第2条第1号)に規定する自動車であつて職員住宅使用者等が保有又は使用するものをいう。以下この条において同じ。)を保管しようとするときは、別記第6号様式による職員住宅に係る自動車保管場所貸与申請書を管理機関の長に提出しなければならない。
 2～5 略

別記第6号様式中

自動車の所有者	
自動車の使用者	

を

自動車の所有者	(氏名)	(被貸与者との続柄)
自動車の使用者	(氏名)	(被貸与者との続柄)

に、

「自動車の所有者」を「原則として自動車の所有者」に、「であること。」を「であること。ただし、自動車の所有者及び使用者が被貸与者と異なる場合(当該自動車の所有者及び使用者が当該被貸与者と同居している場合に限る。)は、自動車の所有者欄及び自動車の使用者欄に被貸与者との続柄を記載すること。」に改める。

別記第7号様式中「当該保管場所」を「原則として当該保管場所」に、「宿舍の被貸与者」を「宿舍の被貸与者又は当該被貸与者と同居している者のうち」に、「限る。」を「限る。ただし、管理機関の長が別に定める管理・運用基準等に基づき認めた場合はこの限りでない。」に改める。

別記第8号様式中

自動車の所有者		
自動車の使用者		

を

自動車の所有者	(氏名) (被貸与者との続柄)	(氏名) (被貸与者との続柄)
自動車の使用者	(氏名) (被貸与者との続柄)	(氏名) (被貸与者との続柄)

に、

「自動車の所有者」を「原則として自動車の所有者」に、「であること。」を「であること。ただし、自動車の所有者及び使用者が被貸与者と異なる場合(当該自動車の所有者及び使用者が当該被貸与者と同居している場合に限る。)は、自動車の所有者欄及び自動車の使用者欄に被貸与者との続柄を記載すること。」に改める。

附 則

この訓令は、令和元年9月1日から施行する。